

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月5日（平成30年（行情）諮問第293号）

答申日：平成30年11月19日（平成30年度（行情）答申第321号）

事件名：特定日現在の市町村等の機関における障害者の任免状況調査表等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月27日付け愛労発安0327第1号により、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

法5条1号に該当しない。公開が予定されている行政文書である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年1月30日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「障害者任免状況報告書H28年度（公的機関民間企業）」についての開示請求を行った。

これに対して、処分庁が、平成30年3月27日付け愛労発安0327第1号により、部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、同年4月6日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、「障害者任免状況報告書H28年度（公的機関 民間企業）」に関して行われたものであり、公的機関が通報する障害者任免状況通報書（以下「通報書」という。）をまとめた「（1）平成28年6月1日現在の市町村等の機関における障害者の任免状況調査表」（以下「調査表」という。）、民間企業が報告する障害者雇用状況報告をまとめた「（2）平成28年6月1日現在の愛知県内民間企業の障害者雇用状況報告一覧」（以下「報告一覧」という。）を本件対象文書として特定した。

(※) 行政文書開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」の(2)において、「平成29年6月1日現在の愛知県内民間企業の障害者雇用状況報告一覧」と記載されているが、正しくは「平成28年6月1日現在」の文書であり、当該文書の部分開示決定を行った。

(2) 不開示情報該当性について

ア 調査表に係る法5条1号該当性について

調査表については、「イ 重度身体障害者の数」、「ロ 重度身体障害者以外の身体障害者の数」、「ハ 重度身体障害者である短時間勤務職員の数」、「ニ 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員の数」、「ホ 重度知的障害者の数」、「ヘ 重度知的障害者以外の知的障害者の数」、「ト 重度知的障害者である短時間勤務職員の数」、「チ 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員の数」、「リ 精神障害者の数」、「ヌ 精神障害者である短時間勤務職員の数」、「ル 身体障害者計」、「ヲ 知的障害者計」及び「ワ 精神障害者計」については、障害の種類、程度等の区分ごとに数字が記載されており、各記載部分の数字は、ゼロ又は一桁の小数であることが大半であることが認められ、すでに明らかになっている市町村ごとに、障害の程度等の区分ごとの数字が公にされた場合、当該職場内では、同僚等が障害者であるものを探索し、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等を推認する可能性は否定できず、その結果、障害者の権利利益を害するおそれがあることは否定することができないことから、法5条1号に該当すると考える。

一方で、本件対象文書の調査表の基となっている通報書の性格からして、各市町村において平成28年度の通報書が市民等からの開示請求により、開示されている、又は開示される予定のものであることが明らかであれば、当該情報は、法5条1号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められる。

そのため、愛知労働局より市町村等の機関に対して、通報書について開示請求があった場合の判断について照会を行ったところ、名古屋市及び名古屋市教育委員会、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、みよし市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村並びに飛鳥村については、情報公開条例で規定する非開示情報のいずれにも該当しない等との理由から全面開示する旨の回答があったことから、全面開示としたところである。

しかし、上記以外の市については、対象年度又は他の年度の通報書が開示されている事実は明らかになっておらず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、不開示とすることが妥当である。

なお、同様の案件である平成18年度（行情）答申第403号でも、障害の種類、程度等の区分ごとの数字は、法5条1号本文後段に該当するとした上で、同号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められる場合には、開示すべきとされている。

イ 報告一覧に係る法5条1号該当性について

報告一覧については、「重度身体障害者の数」、「重度身体障害者以外の身体障害者の数」、「重度身体障害者である短時間労働者の数」、「重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数」、「身体障害者の計」、「重度知的障害者の数」、「重度知的障害者以外の知的障害者の数」、「重度知的障害者である短時間労働者の数」、「重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数」、「知的障害者の計」、「精神障害者の数」、「精神障害者である短時間労働者の数」及び「精神障害者の計」については、障害の種類、程度等の区分ごとに数字が記載されており、各記載部分の数字は、ゼロ又は一桁の小数であることが大半であることが認められ、これら事業所ごとの数字あるいは障害の程度等の区分ごとの数字が公にされた場合、当該職場内では、同僚等が障害者であるものを探索し、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等を推認する可能性は否定できず、その結果、障害者の権利利益を害するおそれがあることは否定することができないことから、法5条1号に該当すると考える。

また、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないと考える

ため、これらの情報が記録されている部分を不開示とすることが妥当である。

なお、同様の案件である平成14年度（行情）答申第344号においても、当該部分について不開示とすることが相当であるとされている。

（3）請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で「法5条1号に該当しない公開が予定されている行政文書である」と原処分を取消しを求めているが、本件不開示情報該当性については、上記（2）で示したとおりであるため、請求者の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年7月5日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月26日 | 審議 |
| ④ 同年10月25日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年11月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「障害者任免状況報告書 H28年度（公的機関 民間企業）」の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1及び本件対象文書2を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

（1）本件対象文書1について

ア 国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律40条等の規定に基づき、毎年6月1日現在の当該機関における身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の任免状況について、厚生労働大臣に通報することとされている。本件対象文書1は、平成28年6月1日現在の愛知県内の市町村等の機関に係るものであり、これら各機関から提出された通報書に基づき、愛知労働局が調査表として一覧に取りまとめたものである。

当審査会において見分したところ、調査表は、①機関名（市町村）、②職員総数、③法定雇用障害者の基礎となる職員数、④障害者数、⑤雇用率、⑥不足数、⑦採用計画の有無、⑧適正実施勧告の有無、⑨機関数、⑩達成機関数及び⑪未達成機関数の各欄で構成され、数値等が記載されていることが認められる。

処分庁は、原処分において、④障害者数欄の内訳である「イ 重度身体障害者の数」、「ロ 重度身体障害者以外の身体障害者の数」、「ハ 重度身体障害者である短時間勤務職員の数」、「ニ 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員の数」、「ホ 重度知的障害者の数」、「ヘ 重度知的障害者以外の知的障害者の数」、「ト 重度知的障害者である短時間勤務職員の数」、「チ 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員の数」、「リ 精神障害者の数」、「ヌ 精神障害者である短時間勤務職員の数」、「ル 身体障害者計」、「ヲ 知的障害者計」及び「ワ 精神障害者計」の記載のうち、市民等からの開示請求があった場合には、情報公開条例で規定する非開示情報のいずれにも該当しない等との理由から全面開示する旨の回答があった市町村を除く一宮市、豊川市、碧南市、江南市、尾張旭市、岩倉市及び田原市に係る部分並びに「計」の行に係る記載（以下「本件不開示部分1」という。）を不開示としている。

イ 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2）。以下同じ。）において、本件不開示部分1には、障害の種類、程度等の区分ごとに数字が記載されており、各記載部分の数字は、ゼロ又は一桁の小数であることが大半であることが認められ、すでに明らかになっている市町村ごとに、障害の程度等の区分ごとの数字が公にされた場合、当該職場内では、同僚等が障害者であるものを探索し、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等を推認する可能性は否定できず、その結果、障害者の権利利益を害するおそれがあることは否定することができないことから、法5条1号に該当する旨説明する。

ウ 当審査会において見分したところ、本件不開示部分1のうち下記エを除く部分の記載は、当該市町村における障害を持つ職員の総数自体が少ないこともあって、0又は一桁の数字であるものが多いことが認められる。

本件対象文書1は、当該市町村等の機関における障害者任免状況を示したということが既に明らかになっていることから、障害の種類・程度の区分ごとに数字が公にされた場合、他の情報と照合し、あるいは、各年ごとの数字を比較すること等により、職場の同僚等に特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認される

おそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、また、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められないことから、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ しかしながら、当審査会において見分したところ、本件不開示部分1のうち「計」の行には、愛知県内の市町村等の機関における障害を持つ職員の合計数が記載されており、これを公にしても、他の情報と照合し、あるいは、各年ごとの数字を比較すること等により、職場の同僚等に特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(2) 本件対象文書2について

ア 民間企業は、障害者の雇用の促進等に関する法律43条7項等の規定に基づき、毎年6月1日現在の当該事業所における身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の雇用状況について、厚生労働大臣に報告することとされている。本件対象文書2は、平成28年6月1日現在の愛知県内の民間企業に係るものであり、これら各事業所から提出された障害者雇用状況報告書に基づき、愛知労働局が報告一覧として一覧に取りまとめたものである。

当審査会において見分したところ、報告一覧は、「番号」、「企業名」、「〒」、「住所」、「電話番号」、「産分」、「常用」、「短時間」、「常用労働」、「基礎労働」、「重度身体障害者の数」、「重度身体障害者以外の身体障害者の数」、「重度身体障害者である短時間労働者の数」、「重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数」、「身体障害者の計」、「重度知的障害者の数」、「重度知的障害者以外の知的障害者の数」、「重度知的障害者である短時間労働者の数」、「重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数」、「知的障害者の計」、「精神障害者の数」、「精神障害者である短時間労働者の数」、「精神障害者の計」、「障害者」、「実雇用率」及び「不足数」の各欄で構成され、数値等が記載されていることが認められる。

処分庁は、原処分において、「重度身体障害者の数」、「重度身体障害者以外の身体障害者の数」、「重度身体障害者である短時間労働者の数」、「重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数」、「身体障害者の計」、「重度知的障害者の数」、「重度

知的障害者以外の知的障害者の数」，「重度知的障害者である短時間労働者の数」，「重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数」，「知的障害者の計」，「精神障害者の数」，「精神障害者である短時間労働者の数」及び「精神障害者の計」の各欄の記載（以下「本件不開示部分2」という。）を不開示としている。

イ 諮問庁は，理由説明書において，本件不開示部分2には，障害の種類，程度等の区分ごとに数字が記載されており，各記載部分の数字は，ゼロ又は一桁の小数であることが大半であることが認められ，これら事業所ごとの数字あるいは障害の程度等の区分ごとの数字が公にされた場合は，当該職場内では，同僚等が障害者であるものを探索し，特定の者が障害者であること及びその障害の程度等を推認する可能性は否定できず，その結果，障害者の権利利益を害するおそれがあることは否定することができないことから，法5条1号に該当する旨説明する。

ウ 当審査会において見分したところ，本件不開示部分2の記載部分の数字は，当該事業所における障害を持つ労働者の総数自体が少ないこともあって，0又は一桁の数字若しくは一桁の小数であるものが多いことが認められる。

本件対象文書2については，愛知県内の民間企業における障害者雇用状況を示したということ及び個別の企業名が既に明らかになっていることから，当該部分は，上記（1）ウと同様の理由により，法5条1号に該当し，不開示とすることが妥当である。

ただし，「障害者」欄の数値が0である事業所については，本表に計上すべき障害者が存在しないことが認められ，このような場合においては，権利利益を保護すべき対象者が存在しないことから，諮問庁が説明するような懸念が生ずるとは認められず，当該事業所に係る本件不開示部分2は，法5条1号に該当せず，開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については，別紙の2に掲げる部分を除く部分は，同号に該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別紙の2に掲げる部分は，同号に該当せず，開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別紙

1 本件対象文書 1

平成 28 年 6 月 1 日現在の市町村等の機関における障害者の任免状況調査表

本件対象文書 2

平成 28 年 6 月 1 日現在の愛知県内民間企業の障害者雇用状況報告一覧

2 開示すべき部分

本件対象文書 1 の「計」の行の「④障害者数」欄の開示部分

本件対象文書 2 の「障害者」欄の数値が 0 である事業所の「重度身体障害者の数」、「重度身体障害者以外の身体障害者の数」、「重度身体障害者である短時間労働者の数」、「重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数」、「身体障害者の計」、「重度知的障害者の数」、「重度知的障害者以外の知的障害者の数」、「重度知的障害者である短時間労働者の数」、「重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数」、「知的障害者の計」、「精神障害者の数」、「精神障害者である短時間労働者の数」及び「精神障害者の計」の各欄の記載